

# 諸外国における金融制度の概要に関する調査 (各国比較表)

2023年3月  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

1. 主要国の金融行政組織

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
法制度の企画・立案	○財務省 (UST)	○財務省 (HMT)	○連邦財務省	○経済・財務省	○欧州委員会	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○香港金融管理局 (HKMA) ○証券先物委員会 (SFC) ○保険業監督局 (IA)	○中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC) ○中国証券監督管理委員会 (CSRC)	○金融庁
銀行の検査・監督	○通貨監督庁 (OCC) ○連邦準備制度理事会 (FRB) ○連邦預金保険公社 (FDIC) ○信用組合監督庁 (NCUA) ○州銀行監督当局	○健全性規制機構 (PRA) ○金融行為規制機構 (FCA)	○欧州中央銀行 (ECB) ○連邦金融監督庁 (BaFin) ○ドイツ連邦銀行	○欧州中央銀行 (ECB) ○健全性監督破綻処理機構 (ACPR)	○欧州銀行監督機構 (EBA) ○欧州中央銀行 (ECB)	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○香港金融管理局 (HKMA)	○中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC)	○金融庁 ○財務省財務局
証券会社の検査・監督	○証券取引委員会 (SEC)	○健全性規制機構 (PRA) ○金融行為規制機構 (FCA)	○連邦金融監督庁 (BaFin) ○ドイツ連邦銀行	○健全性監督破綻処理機構 (ACPR) ○金融市場庁 (AMF)	○欧州証券市場監督機構 (ESMA)	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○証券先物委員会 (SFC)	○中国証券監督管理委員会 (CSRC)	○金融庁 (証券取引等監視委員会) ○財務省財務局
証券取引等の監視	○証券取引委員会 (SEC)	○健全性規制機構 (PRA) ○金融行為規制機構 (FCA)	○連邦金融監督庁 (BaFin) ※ドイツ取引所法では、証券取引等の監視する自立組織として、取引監視オフィス (HUSI) の取引所における設置を義務付けている	○健全性監督破綻処理機構 (ACPR) ○金融市場庁 (AMF)	○欧州証券市場監督機構 (ESMA)	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○証券先物委員会 (SFC)	○中国証券監督管理委員会 (CSRC)	○金融庁 (証券取引等監視委員会) ○財務省財務局
保険会社の検査・監督	○州保険監督局	○健全性規制機構 (PRA) ○金融行為規制機構 (FCA)	○連邦金融監督庁 (BaFin) ○州保険監督局	○健全性監督破綻処理機構 (ACPR)	○欧州保険企業年金監督機構 (EIOPA)	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○保険業監督局 (IA)	○中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC)	○金融庁 ○財務省財務局

2. 主要国の監督体制

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本	国際機構	
企画	財務省 (UST)	財務省 (HMT)	連邦財務省	経済・財務省	欧州委員会		金融管理局 証券先物委員会 保険業監督局	中国証券監督管理委員会			
銀行監督	通貨監督庁 (OCC)	健全性規制機構 (PRA) 金融行為規制機構 (FCA)	欧州中央銀行 (ECB)			欧州銀行監督機構 (EBA)	シンガポール通貨監督庁 (MAS)	金融管理局 (HKMA)	中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC)	金融庁	バーゼル銀行監督委員会
	連邦準備制度理事会 (FRB)										
	連邦預金保険公社 (FDIC)										
	信用組合監督庁 (NCUA)										
州銀行監督当局		連邦金融監督機構 (BaFin)	ドイツ連邦銀行	健全性監督破綻処理機構 (ACPR)	金融市場庁 (AMF)	欧州証券市場監督機構 (ESMA)	証券先物委員会 (SFC)	中国証券監督管理委員会 (CSRC)	証券取引等監視委員会	金融安定理事会 (FSB)	
証券会社監督	証券取引委員会 (SEC)									証券監督者国際機構 (IOSCO)	
保険監督	州保険監督局		州保険監督局		欧州保険企業年金監督機構 (EIOPA)		保険業監督局 (IA)	中国銀行保険監督管理委員会		保険監督者国際機構 (IAIS)	

3. 主要国の預金取扱金融機関の検査監督体制の比較

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
検査・監督当局	○通貨監督庁 (OCC) ○連邦準備制度理事会 (FRB) ○連邦預金保険公社 (FDIC) ○信用組合監督庁 (NCUA) ○州銀行監督当局	○健全性規制機構 (PRA) ○金融行為規制機構 (FCA)	○欧州中央銀行 (ECB) ○連邦金融監督庁 (BaFin) ○ドイツ連邦銀行	○欧州中央銀行 (ECB) ○健全性監督破綻処理機構 (ACPR)	○欧州中央銀行 (ECB) ○欧州銀行監督機構 (EBA)	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○香港金融管理局 (HKMA)	○中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC)	○金融庁 ○財務省財務局
検査監督に従事する職員数	○OCC 3,508人 (2022年9月末) ○FRB 497人 (2021年12月末) ※規制監督部門 ○FDIC 5,670人 (2021年12月末) ○NCUA 1,152人 (2021年12月) ○州当局 N/A ※FRBを除き監督部門以外の者を含む全職員数	○PRA 1,356人 (2022年2月末) ○FCA 1,270人 (2022年度平均) ※FCAを除き監督部門以外の者を含む全職員数	○ECB 4,038人 (2022年2月公表) ○BaFin 2,786人 (2021年12月末) ○ドイツ連邦銀行 10,383人 (2021年12月末)	○ECB 4,038人 (2022年2月公表) ○ACPR 1,062人 (2021年12月末)	○ECB 4,038人 (2022年2月公表) ○EBA 222人 (2022年6月公表) ※監督部門以外の者を含む全職員数	○MAS N/A (情報非公開)	○HKMA 1,005人 (2022年1月)	○CBIRC 925人 (2020年12月末) ※監督部門以外の者を含む全職員数	○金融庁 (検査・監督部門) 716人 ○財務省財務局 (検査・監督部門) 1,175人 (2023年1月末)
対象金融機関数	○商業銀行 4,127行 ○貯蓄金融機関 579行 (2022年12月末) ○信用組合 4,853行 (2022年6月末)	○銀行 315行 (2023年1月末) ○信用組合 398行 (2023年1月末)	○商業銀行 246行 (2022年8月末) ○貯蓄銀行 361行 (2022年9月) ○信用協同組合 758行 (2022年8月末)	○銀行 153行 ○相互銀行・協同組合銀行 78行 (2021年12月末)	○ユーロ圏の重要度の高い銀行 115行 (2022年1月) ※ECBによる直接監督対象金融機関数	○商業銀行 134行 ・国内フルバンク6行 ・外国フルバンク30行 ・外国ホールセール・バンク98行 (2022年10月末)	銀行188行 ・免許銀行 160行 ・限定免許銀行 16行 ・預金受入会社 12行 (2021年12月)	○銀行 3,468行 ・国家開発機構 1行 ・政策銀行 2行 ・商業銀行 3,465行 ※商業銀行のうち外資銀行は41行 ○信用組合 611行 (2021年)	○銀行 134行 ○信用金庫 254金庫 ○信用組合 145組合 ○外国銀行支店 56行 (2023年1月) ※商業銀行のうち外資銀行は41行
検査・監督手法	○立入検査を実施する ○検査頻度は、原則年1回	○立入検査を実施する ○検査の頻度と内容は金融機関のリスクに応じて決定される	○立入検査を実施する ○検査頻度は、原則年1回	○立入検査を実施する	○立入検査を実施する ※金融機関の重要度に応じて、ECBが各国の監督当局と共同監督チームJSTを組成して直接監督を行う	○立入検査を実施する ※COVID19で一時的に停止されていたが、2020年5月に再開 ○検査の頻度と内容は金融機関のリスクに応じて決定される	○立入検査を実施する	○立入検査を実施する	○立入検査を実施する ○検査頻度は、金融機関のリスク等に応じて決定される
外部監査の活用	○OCC規則で監査委員会設置が必要な金融機関は、外部監査された財務諸表を提出する義務がある ○信用組合は年に一度の外部監査を受けることが義務付けられている	○外部監査を年1回以上実施する必要がある ※リスクの程度に応じて活用	○外部監査人によって編集された監査報告が義務付けられている	○通貨金融法典に基づき、金融機関は外部監査人による会計監査を求められている ○ACPRは、監査報告書の提出を求められることができる	○法定監査に関する指令 (Directive 2006/43/EC) に基づき、社会的影響度の高い事業体 (PIE) に該当する機関は、外部監査に服さなければならない	○監査代理人をMASに通知した上で、毎年度報告することが義務付けられている	○国内金融機関は、各会計年度の終了後4か月以内に年次報告書 (監査済み年次会計報告書、監査人の報告書、取締役の報告書を含む) をHKMAに提出する必要がある	○外部監査機関による財務監査を受け、その結果を適時にCBIRCに届け出る義務がある	○公認会計士又は監査法人による会計監査を受けることが義務付けられている ○実効性のある外部監査の活用が推奨されている
検査・監督業務運営費用	○監督対象の銀行は、原則として、資産規模に応じた手数料を、監督当局に支払う (OCCの場合)	○監督対象の金融機関が負担している	○監督対象の金融機関が負担している	○ACPRの検査・監督等組織運営に要する経費については、賦課金徴収によって賄われている ○監査人の報酬は金融機関の負担	○ECBIによる検査・監督費用はECB予算から拠出されるが、その原資はECBからの個別の監督対象銀行に対して課される賦課金	○監督対象の金融機関が負担している	○監督対象の金融機関が負担している	○検査・監督当局が負担している	○検査・監督当局が負担している

4. 主要国における当局の保険会社監督体制の概要

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
検査・監督当局	○州保険監督局	○健全性規制機構 (PRA) ○金融行為規制機構 (FCA)	○連邦金融監督庁 (BaFin) ○州保険監督局	○健全性監督破綻処理機構 (ACPR)	○欧州保険企業年金監督機構 (EIOPA)	○シンガポール通貨監督庁 (MAS)	○保険業監督局 (IA)	○中国銀行保険監督管理委員会 (CBIRC)	○金融庁 ○財務省財務局
検査監督に従事する職員数	○州保険監督局 10,857人 (2020年12月末) ※全50州の保険監督局の職員の合計	○PRA 1,356人 (2022年2月末) ○FCA 1,270人 (2022年度平均) ※FCAを除き、監督部門以外の者を含む全職員数	○BaFin 2,786人 (2021年12月末) ○州保険監督局 N/A ※監督部門以外の者を含む全職員数	○ACPR 1,062人 (2021年12月末)	○EIOPA 193人 (2021年12月)	○MAS N/A (情報非公開)	○IA 293人 (2022年3月末)	○CBIRC 925人 (2020年12月末)	○金融庁 (検査・監督部門) 716人 ○財務省財務局 (検査・監督部門) 1,175人 (2023年1月末)
対象保険会社数	○生命・健康保険 1,838社 (2020年12月末) ○損害保険 2,476社	○生命保険会社 131社 (損保取扱無し) ○損害保険会社 406社 (生保取扱無し) ○生命・損害の兼営保険会社 43社 (2022年9月末)	○生命・健康保険 126社 ○損害保険 202社 (2021年12月末) ※BaFin管轄の保険会社数	○保険 258社 ○再保険 14社 (2021年12月末)	○保険 (引受業) 4,333社 (2020年12月) ※EU圏内で活動する保険会社	○生命保険会社 17社 ○損害保険会社 52社 ○生命・損害の兼営保険会社 10社 (2022年10月末)	○生保 53社 ○損保 91社 ○生・損保兼営 20社 (2020年12月末)	○生命・健康保険 92社 ○損害保険 85社 (2021年12月末)	○生命保険 42社 ○損害保険 55社 ○少額短期保険 116社 (2023年1月末)
外部監査の活用	○全米保険監督官協会 (NAIC) モデル法に基づき、すべての保険会社は、外部の独立した公認会計士による年次監査を受け、監査人に監査済みの財務報告書を提出する義務がある	○金融サービス市場法に基づき、外部監査人による金融監督当局への報告が義務付けられている	○保険監督法に基づき、保険会社は、選任した監査代理人をBaFinに通知した上で、毎年度報告することが義務付けられている	○通貨金融法典に基づき、金融機関は外部監査人による会計監査を求められている ○ACPRは、監査報告書の提出を求められることができる	○法定監査に関する指令 (Directive 2006/43/EC) に基づき、社会的影響度の高い事業体 (PIE) に該当する機関は、外部監査に服さなければならない	○保険法に基づき、保険会社は、選任した監査代理人をMASに通知した上で、毎年度報告することが義務付けられている	○保険条例に基づき、財務資料及び監査報告書を関連する会計年度終了後4か月以内にIAに提出する義務がある	○保険会社コンプライアンス管理弁法 (保険会社合規管理弁法) に基づき、選任した監査代理人をCBIRCに通知した上で、毎年度報告することが義務付けられている ○会社法に基づき、株式会社である保険会社は外部監査人による会計監査を受けなければならない	○保険業法及び会社法に基づき、公認会計士又は監査法人による財務諸表監査及び同監査手続の一環として内部管理態勢の有効性等の検証を受けることが義務付けられている ○実効性のある外部監査の活用が推奨されている
検査・監督業務運営費用	○信用組合監督庁 (NCUA) の予算は連邦議会で決定される ○ニューヨーク州の場合、検査費用は保険者の負担とされている ※保険業の監督は各州ごと	○監督対象となる保険会社が負担している	○監督対象となる保険会社が負担している	○監督等組織運営に要する経費については賦課金徴収によって賄われている	○検査・監督当局が負担している	○監督対象となる保険会社が負担している	○監督対象の金融機関が負担している	○検査・監督当局が負担している	○検査・監督当局が負担している

5. 主要国における株式手数料及び金融・証券・保険に対する規制

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
銀行業に係る規制	○免許制 ○銀行業務のほか、投資顧問業務、リース業務、証券業務（株式・社債等の引受・ディーリングを除く）等を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により証券業及び保険業への相互参加が可能	○免許制 ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能 ※リングフェンス規制あり	○免許制 ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制 ○ユニバーサルバンク制度の一種と認識されており、銀行は、すべての銀行業務を行うことができる（ただし、投機的業務は禁止） ・銀行は、健全性監督破綻処理機構（ACPR）に申請すれば、証券業務を行うことができる ・銀行は保険会社を子会社として運営することが可能（bancassurance） ※要求払預金、及び期間2年以内の定期預金の受入は、銀行、相互・協同組織銀行、市町村信用金庫にのみ認められている	○単一免許制及び本国監督主義（相互承認） ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制 ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても証券業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制 ○証券業務を行う場合は証券先物委員会（SFC）に申請し登録する必要がある（外国証拠金取引、証券金融については、兼業が禁止されている） ○保険業務を行う場合は、保険代理店として保険業監督局（IA）から免許を受ける必要がある	○免許制 ○信託と証券業務の従事は禁止 ○非自社用不動産及び非銀行機構と企業への投資は禁止	○免許制 ○固有業務（預金の受入、資金の貸付・手形割引、為替取引）の他、公共債に係る業務、有価証券の私募の取扱い等の証券業務等を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により証券業及び保険業への相互参加が可能
証券業に係る規制	○登録制 ○預金の受入れは禁止 ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び保険業への相互参加が可能	○免許制（銀行業と同じ根拠法に基づく） ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても銀行業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制（自己売買、投資仲介等の金融サービス業）（銀行業と同じ根拠法に基づく） ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても銀行業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制 ○ユニバーサルバンク制度の一種と認識されており、投資サービス及び投資サービスに付随するサービス、取引システムの運用を行うことができる ○これ以外の活動を業として行うには、経済担当大臣の定める条件の範囲内で行わなければならない	○単一免許制及び本国監督主義 ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても銀行業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制 ○ユニバーサルバンク制度をとっており、本体、子会社及び持株会社のいずれにおいても銀行業務などの他業を行うことができる ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能	○免許制 ○他の業務との兼営は原則禁止 ※上場株式に係る証券貸借業務及び証券取引に伴う与信を行う免許事業者は、SFCの規則による要件を遵守しなければならない ・銀行はSFCに登録機関として特定の証券業務を行うことが認められている ・保険会社はSFCの免許を得ることで証券業務を行うことが認められている	○免許制 ○銀行業務などの他業を行うことができない	○登録制（私設取引システムの運営業務については認可制） ○他業を営むことは禁止されていない（ただし、届出等が必要） ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び保険業への相互参加が可能
保険業に係る規制	（ニューヨーク州の場合） ○免許制 ○保険業のほか、投資顧問業務等の付随業務を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能 ※保険業の監督は各州ごと	○免許制（銀行業と同じ根拠法に基づく） ○保険業及び保険業から直接に派生する業務を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能	○免許制 ○保険業及び保険業に直接に関連する業務を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能	○免許制 ○保険業は子会社方式及び持株会社方式により相互参加が可能 ・保険会社が銀行業を運営することも可能（assurbanque）	○単一免許制及び本国監督主義 ○保険業及び保険業から直接に派生する業務を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能	○免許制 ○生命保険業と損害保険業の兼営が可能 ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能	○免許制 ○香港では生・損保の兼営が認められており、生・損保兼営会社（composite insurer）と呼ばれている ・銀行は、保険業務を行う場合保険代理店としてIAから免許を受ける必要がある ・保険会社はSFCの免許を得ることで証券業務を行うことが認められている	○免許制 ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能	○免許制 ○固有業務（保険の引受等）の他、公共債に係る業務、有価証券の私募の取扱い等の証券業務等を行うことができる ○子会社方式及び持株会社方式により銀行業及び証券業への相互参加が可能
株式売買委託手数料に関する規則	○自由交渉制 1975年より完全自由化	○自由交渉制 1986年より完全自由化	○自由交渉制	○自由交渉制 1987年より完全自由化	○EU域内で適用される包括的な規制なし	○自由交渉制 2000年10月より完全自由化	○自由交渉制 2002年より完全自由化	○自由交渉制 1990年より完全自由化	○自由交渉制 1999年より完全自由化

6. 金融消費者被害の相談処理体制

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
消費者相談・法律相談・仲裁機関	○消費者金融保護局 (CFPB) ○商事改善協会 (BBB) ○アメリカ仲裁協会 (AAA) ○金融業規制機構 (FINRA) 等	○公認取引基準局 (CTSI) ○市民相談局: (Citizen Advice) ○スコットランド直通相談サービス (Advice Direct Scotland) ○消費者ライン (Consumerline) ○Money and Pensions Service (MaPS) ○オンブズマン協会 (OA) ○金融オンブズマン・サービス (FOS) 等	○消費者諮問委員会 (Verbraucherbeirat) ○ドイツ消費者団体連盟 (VZBV) 等	○競争・消費・不正防止総局 (DGCCRF) ○証券業については、金融市場庁 (AMF) が消費者保護の権限を有する ○健全性監督破綻処理機構 (ACPR) 等	○欧州金融紛争解決ネットワーク (FIN-NET) ○欧州消費者センターネットワーク (ECC-NET)	○シンガポール国際仲裁センター (SIAC) ○シンガポール国際調停センター (SIMC) ○シンガポール国際商業裁判所 (SICC) ○金融業界紛争解決センター (FIDRec) ○シンガポール消費者協会 (CASE) 等	○香港消費者委員会 (HKCC) 等	○消費者権益保護協会 ○国、省、市の金融消費者保護協会 ○各級人民銀行の相談窓口 等	○消費生活センター※各地方自治体 ○国民生活センター ○日本司法支援センター (法テラス) ○適格消費者団体 ○業界団体・自主規制機関 ○消費者被害救済委員会 (各地方自治体) 等
行政等によるあっせん・調停制度	○CFPBに対するオンラインでの苦情申立	○CTSIはADR機関のリストを公表することで紛争解決を支援 ○MaPSは苦情申し立てのステップをウェブサイト上に明示した上で、金融オンブズマン制度の利用を促進	○仲裁裁判制度 (仲介人、仲裁人) ○連邦金融監督庁 (BaFin) に対する苦情申立	○与信機関、金融会社、暗号資産交換業者、決済サービス事業者との紛争解決にあたり、無料で調停者に相談する権利を有する	○欧州のODRプラットフォームによる紛争解決 ○その他FIN-NETやECC-NETがEU圏内で各国間の連携促進	○FIDRecによる調停	○HKCCは苦情相談窓口 (オンライン、電話) を用意し、紛争解決を支援 ○香港金融管理局 (HKMA) は苦情を申し立てるための窓口 (オンライン苦情フォーム) を設置 ○申し立て内容をHKMAにて検証の上、各銀行へ処理を依頼 ○保険業監督局 (IA) は苦情申し立てフォームを用意し、苦情を解決するための対応を実施	○金融消費者権益保護局による金融消費者権益保護に関する立法計画の策定 ○各級人民銀行によるあっせん、調停	○消費生活センター、国民生活センターによるあっせん、自主交渉の助言 ○消費者苦情処理委員会によるあっせん又は調停 ○消費者被害救済委員会によるあっせん又は調停
業界団体等による民間オンブズマン制度等 (あっせん・調停・仲裁等)	○BBBIによる紛争解決支援 ○AAAによる調停・仲裁 ○FINRAを通しての仲裁請求や調停 ※州レベルでは複数のオンブズマンが業態ごとに活動している	○FOSによる苦情処理や裁判外紛争解決	○加盟している業界ごとのオンブズマンによる裁判外紛争解決	○Mediateur (フランス語でオンブズマン) がAMFにいる ○認定消費者保護協会 (Association de défense des consommateurs agréée) ※フランス財務省が消費者の権利として、金融会社等との紛争が発生した場合に従うべき手順を案内している	○業界団体等によるオンブズマン制度の存在は消費者信用指令からは確認できなかった	○CASEによる調停制度	○金融紛争解決センター (FDRC)・金融紛争解決スキーム (FDRS) に基づく調停及び仲裁を実施	○「中国人民銀行金融消費者権益保護実施弁法」に記載なし	○業界団体ごとに金融ADRの枠組みを導入 ・一般社団法人全国銀行協会 ・一般社団法人保険オンブズマン ・特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 等
少額訴訟や弁護士費用等負担等の消費者の負担を減らす仕組み	○弁護士成功報酬制度 ○少額請求裁判所制度 (スモール・クレームス・コート)	○弁護士費用の敗訴者負担 ○郡裁判所への少額紛争仲介サービス ○行政裁判所	○弁護士費用の敗訴者負担 ○少額事件手続	○少額訴訟プラットフォーム (フランス政府公式)	○欧州少額訴訟手続	○弁護士費用の敗訴者負担 ○少額請求裁判所	○保険投訴局 (ICB) は個人保険契約に起因する保険契約者からの苦情を処理 ※少額訴訟は75,000香港ドル以下	○特に記載なし	○少額訴訟手続 ○特定調停制度
法律扶助制度有無	○	○	○	○	※各国を名宛人とした法律扶助EU指令あり	○	○	○	○
団体訴訟・クラスアクションの有無	○	○	○	○	※消費者代表訴訟 (集団訴訟) に係る指令あり、制度構築を各国に義務付け	○	○ (代表訴訟のみ)	○	○

7. 主要国の金利制度

	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
上限金利規制 (規制の有無及び上限金利の水準)	<p>○連邦法による定めはなく、州法に存在しており、上限金利の水準は州によって異なる</p> <p>○免許貸付業者に上限金利規制を適用しない州もある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨーク州免許貸付業者による上限金利は、16%、(超えた場合、金利の全額が没収される)</li> <li>・16%の民事高利貸しレート(金利16%を超えるローンの借り手は、不払い訴訟で高利を主張する、又はローンの無効を主張する訴訟を提起することが可能)</li> <li>・25%を超える金利を請求していることが判明した貸し手は、刑事訴訟される可能性がある</li> </ul>	<p>○高コスト短期ローン(HCSTCローン)に分類されるものを除き、一般に金利に関する利潤制限や規制は無い</p> <p>○HCSTCローンは、金利が「100%以上」、信用供与が最長12ヶ月、「抵当権、担保、質権で担保されていない」信用契約と定義されるが、貸し手は契約が借り手にとって妥当であることを保証する義務がある(信用力評価)</p> <p>○改正消費者信用法(2006年)において、貸手と借手との「不公正な関係」に関する規定を制定</p> <p>○契約条件(金利水準や手数料等)に加え、販売方法や取立行為等を含めた契約全般について、「不公正な関係」に該当するか判断され、該当する場合には債務者が支払った資金の返還や支払うべき金額の減額等の契約条件変更となる</p> <p>○上限金利超過に刑事罰を科す規定はない</p> <p>○ペイデイローン等高コスト短期与信については2015年1月以降以下のとおり規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日あたり0.8%超の金利、手数料等を顧客に請求不可</li> <li>・15ポンド超のデフォルト料金徴求不可</li> <li>・総費用(全ての金利、手数料、その他料金+借入資本)は借入金の2倍を超過不可</li> </ul>	<p>○上限金利の水準を規定する実体法はない</p> <p>○割賦販売における暴行行為の判断基準に関して判例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約金利が市場金利の約2倍超</li> <li>・契約金利が市場金利プラス12%超</li> </ul> <p>(注)2013年12月の市場金利5.97%(消費者ローン金利、実質年率)</p> <p>○暴利を課す契約は、民法に基づき公序良俗に照らし無効かつ刑法に基づく刑事罰の対象</p>	<p>○消費法典で、同程度のリスク条件で貸し出された前四半期の金融機関の平均実質金利を3分の1以上上回る金利を高利貸しと規定</p> <p>○高利貸しに当たる利率を上回る貸付けは、法律(消費法典)により禁止されている</p> <p>○これに違反した場合、その金利は民事上無効になる</p> <p>○高利貸付けを行った者、及び高利貸付けに協力した者には、刑事罰が科される</p>	<p>○信用機関に適用される、明文化された法定上限金利は存在しない</p> <p>※各EU加盟国制度による</p>	<p>○法務省は、免許を受けた貸金業者が実施した融資に関して請求する手数料や費用などの種類及び金額を規定することができる</p> <p>○上限金利は1ヶ月あたり名目4%</p> <p>○上限金利を超えた金利を請求することはできず、違反した場合には事業者が刑罰が科されると貸金業法上定めている</p>	<p>○2022年12月30日より貸金業法(Money Lenders Ordinance:ML0)の第24条1項に基づき、上限金利が年率48%が適用される(改正前は60%。適用前に締結された契約はそのまま有効)</p> <p>○上限金利を超えた金利を請求することはできず、違反した場合は事業者が刑罰が科されると貸金業法上定めている</p>	<p>○「最高裁判所の民間貸付案件の適用法律に関する若干問題の規定」(最高人民法院关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定)では、上限金利を36%に定め、超える部分の金利は無効となる</p> <p>※刑事罰の規定はなし</p>	<p>○出資法の上限金利が29.2%から20%に引下げられたことに伴い、上限金利は、利息制限法の水準(借入金額に応じて上限金利が15%~20%)に引き下げられた</p> <p>○利息制限法の上限金利を超える金利での貸付は、民事上無効、行政処分の対象</p> <p>○出資法の上限金利を超える貸付は、刑事罰の対象</p> <p>○なお、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超える場合は、新規借入不可</p> <p>○2010年6月18日完全施行</p>
グレーゾーン金利	<p>○刑法上の上限金利には刑事罰が科されるが、借入金額によってはその上限金利の基準が利息を制限する法令と一致しない場合もある(ニューヨーク州)</p>	○なし	○なし	○なし	—	○なし	○なし	○なし	○なし
上限金利規制の対象	<p>○ニューヨーク州の場合、契約締結費用(担保の登記・記録等に係る法的費用や保険料を除く)や、債務弁済費用、保証料が含まれる</p> <p>○上限金利規制とは別に延滞手数料を徴求可能である</p>	<p>○契約締結費用や債務弁済費用も含め、「不公正な関係」に該当するかどうか判断される</p> <p>○ペイデイローン等高コスト短期与信については延滞費用や与信申込費用等も判断時の費用に含まれる</p>	<p>○契約締結費用や保証料(与信を受ける際に強制されるものに限る)が含まれる</p> <p>○口座関連手数料や債務弁済費用は、口座の開設が任意で他の手数料と分離して表示されていれば、上限金利規制とは別に徴求可能である</p>	<p>○「消費者信用」(crédit à la consommation)とは、貸し手が借り手に、貸越枠、ローン、その他同様の返済猶予措置という形で信用供与する契約(枠が200ユーロから75000ユーロ、返済期間が3ヶ月以上)を指す</p> <p>○産業、商業、工芸、農業、または商業以外の専門的活動を持たない法人に付与される固定金利ローンに適用される高利貸し率に関して、高利貸しの満期区分を3つに細分化(満期が2年以上のローンの閾値:2年以上10年未満から20年未満、および20年以上)</p>	—	<p>○金利には、法務省が規定した手数料、印紙税、貸金業者法及びその他の法律に基づき支払われる手数料は一切含まれない</p>	<p>○契約締結費用等を含む、契約締結した際の金利との比較</p>	<p>○契約締結費用等に関する記載はないが、金利上限算出は違約金等が含まれる</p>	<p>○契約締結費用、債務弁済費用は上限金利規制の対象である</p> <p>○ただし、公租公課、債務者の要請により債権者が行う事務の費用(ローンカード再発行費用、法定書面の再発行手数料等)は対象外である</p> <p>○ATM手数料は、政令の上限金額まで規制対象外である</p>

8. 主要国における自己資本比率規制・レバレッジ比率規制・流動性比率規制

(1) 自己資本比率規制

※2022年12月調査時点

		バーゼル	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本	
実施時期	開始	2013年	2013年7月	2014年1月	2014年1月	2014年1月	2014年1月	2012年9月	2015年1月	2011年5月	2013年3月	
	完全実施	2023年	2019年1月	EU離脱に伴い、2025年1月1日への延期を協議中	2025年1月までの延期	2025年1月までの延期	2025年1月までの延期	2016年1月	2023年	2014年4月	2024年3月までの延期	
所要資本	普通株式等Tier1		4.50%	4.50%	4.50%	4.50%	4.50%	4.50%	6.50%	4.50%	5%	4.50%
	Tier1		6%	6%	6%	6%	6%	6%	8%	6%	6%	6%
	Tier1+Tier2		8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	8%	8%	8%
	上乗せ	資本保全	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%
		カウンター・シクリカル	0~2.5%	0~2.5% 導入以降ゼロの状態が続いている	0~2.5% 2022年12月13日より1%、 2023年7月5日より2%となる見込み	0~2.5% 2023年2月から0.75%となる見込み	0~2.5% 2023年4月から0.50%となる見込み	0~2.5%	0~2.5%	0~2.5%	0~2.5%	0~2.5%
特徴		—	○ 資産保全とカウンター・シクリカルは、一定の資産を有する銀行等へ適用 ○ ストレステストの結果を基に個別に資本保全比率が適用される	—	—	—	○ 業態問わず一律の基準を適用	○ 単体と連結双方で適用 ○ バーゼルよりも高い水準の維持を要請	—	○ CET1バーゼルⅢより0.5%高く設定	—	

※バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは2020年3月、新型コロナウイルス感染症への対応として銀行や監督当局の実務上の対応力を高めるため、バーゼルⅢの実施を延期することを公表。2017年12月に最終化されたバーゼルⅢ基準の実施日、2018年12月に最終化された見直し後の第3の柱の開示要件の実施日は、1年間先送りされ、2023年1月1日となる。  
 ※自己資本比率は2014年1月、資本バッファは2014年4月にそれぞれ適用開始となった。  
 ※2019年12月時点。ここではバッファを含めた完全導入時期を記載した。  
 ※米国での資本保全バッファは2016年1月より2019年1月にかけて段階的に導入された。

8. 主要国における自己資本比率規制・レバレッジ比率規制・流動性比率規制

(2) レバレッジ比率規制

※2022年12月調査時点

		バーゼル	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本
実施時期	開始	2015年	1981年	2014年10月	2014年1月	2014年1月	2014年1月	2018年1月	2017年	2015年4月	2015年3月
	完全実施	2018年	2013年7月	2016年1月	2025年1月までの延期	2025年1月までの延期	2018年1月	2018年1月	2018年	2015年1月	2019年3月
レバレッジ比率（レバレッジ比率最低要件）		3% （国際統一基準行）	4%	3.25% （2022年1月1日時点）	3%	3%	3%	3%	3%	4%	3%（3.15%（2024年4月1日から予定））
特徴		—	○ バーゼルよりも1%高い ○ G-SIBsは補完的レバレッジ比率（SLR）として5%が適用される ○ 一定額以上の資産を有する銀行持株会社（BHC）については6%が適用される方向	○ 業態に即し遵守すべき比率が相違	—	—	○ 最低水準（3%）について、G-SIBsには一定の上乗せ	○ 単体と連結双方に適用	—	—	○ 最低水準（3%）について、2023年3月末からG-SIBsには一定の上乗せを予定

※バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは2020年3月、新型コロナウイルス感染症への対応として銀行や監督当局の実務上の対応力を高めるため、バーゼルⅢの実施を延期することを公表。2017年12月に最終化されたバーゼルⅢ基準の実施日、2018年12月に最終化された見直し後の第3の柱の開示要件の実施日は、1年間先送りされ、2023年1月1日となる。

※2015年より2017年は開示義務のみ。

※米国にはバーゼルⅢ以前よりレバレッジ比率に相当する規制が存在。

※レバレッジ規制は、2011年6月に「商業銀行レバレッジ率管理弁法」（試行）を公表し、実施開始したが、2014年のバーゼルⅢの改定によって、2015年4月から「弁法」を修正し、正式に導入した。

8. 主要国における自己資本比率規制・レバレッジ比率規制・流動性比率規制

(3) 流動性比率規制

※2022年12月調査時点

		パーゼル	米国	英国	ドイツ	フランス	EU	シンガポール	香港	中国	日本	
LCR	実施時期	開始	2015年	2015年1月	2015年10月	2015年10月	2015年	2015年10月	2015年1月	2015年	2018年7月※ 2018年12月	2015年3月
		比率	60%	80%	80%	80%	60%	60%	60%	60%	80%	60%
	完全実施	2019年	2017年1月	EU離脱に伴い、2025年1月1日への延期を協議中	2018年1月	2019年	2018年1月	2019年1月	2019年1月	2019年1月	2019年6月	2019年1月
		比率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
特徴		—	○ 開始時期・完全実施時期ともパーゼルより早期 ○ 銀行持株会社（BHC）への適用等、対象となる金融機関が拡大している	○ 当初、パーゼルよりも1年早く完全実施を予定していた	○ パーゼルよりも1年早く完全実施となっている	—	○ パーゼルよりも1年早く完全実施となっている	○ シンガポールドルだけでなく、全ての通貨で達成する必要がある	—	○ 2020年1月1日よりLMR（流動性マッチング率）が監督指標となる	—	
NSFR	実施時期	開始	2018年	2021年7月	2018年1月	2019年6月	2021年6月	2019年	2018年1月	2018年1月	2018年7月	2021年9月
		比率	—	100%	—	—	100%	—	—	100%	80%	100%
	完全実施	—	2021年7月	EU同様に完全実施は2025年1月1日への延期を協議中	2021年6月	EUでの適用に伴い対応	欧州委員会は完全実施は2025年6月へ延期する方針	2018年1月	2020年1月	2019年6月	2021年9月	
		比率	—	100%	100%	100%	—	100%	100%	100%	100%	100%
特徴		—	○ 保有資産額に即し、適用となる金融機関が定義	—	—	○ 小規模・重要度が低い機関（SNCI）は、NSFRの算出を求められた場合簡略化できる	○ 金融機関は、開示基準日以前の4四半期において、2四半期連続で同項の5%の閾値を超えた場合、第3項による開示を開始しなければならない。最初の開示基準日において、同項の閾値を超えた場合、同項のテンプレートをを用いて当該情報を開示しなければならない	○ シンガポールに本社を持つD-SIBsは100%、シンガポール外に本社を持つD-SIBsは50%を維持する必要がある	○ 2020年1月に算定方式が厳格化（分母であるRSFにデリバティブ負債の20%を参入）	—		

※パーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは2020年3月、新型コロナウイルス感染症への対応として銀行や監督当局の実務上の対応力を高めるため、パーゼルⅢの実施を延期することを公表。2017年12月に最終化されたパーゼルⅢ基準の実施日、2018年12月に最終化された見直し後の第3の柱の開示要件の実施日は、1年間先送りされ、2023年1月1日となる。  
 ※2018年7月に「商業銀行流動性リスク管理弁法」（商业银行流动性风险管理办法）が正式に施行され、LCRとNSFRともに監督指標とされている